

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 21日

都道府県知事  
(市長) 殿

提出者

住 所 静岡県湖西市鷺津 136

氏 名 浜名湖電装株式会社  
取締役社長 加藤 之弘  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 053-576-1331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	浜名湖電装株式会社 (本社)
事業場の所在地	静岡県湖西市鷺津 136
計画期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電気機械器具製造
② 事業の規模	11,529 百万円 (本社)
③ 従業員数	843 人

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <b>別紙①参照</b> </div>
----------------------	--

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③参照
	排出量	別紙③参照 t
(これまでに実施した取組)		
別紙④参照		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③参照
	排出量	別紙③参照 t
(今後実施する予定の取組)		
別紙④参照		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	別紙④参照
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	別紙④参照

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③参照
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
別紙④参照		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③参照
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
別紙④参照		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙③参照
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙③参照
(これまでに実施した取組)		
別紙④参照		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙③参照
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙③参照
(今後実施する予定の取組)		
別紙④参照		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③参照 t
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
別紙④参照		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③参照
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
別紙④参照		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙③参照 t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙③参照 t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	
別紙④参照		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	<b>別紙③参照</b>	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	<b>別紙④参照</b>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		132.15 t
	(今後実施する予定の取組等)		
	引続き、電子マニフェストシステムを使用して産業廃棄物の適正処理確 認に努める		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことにより減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

製造工程と産業廃棄物の発生のフローシート(1/2)

(主要原材料)

鋼板

真鍮板

バーク板

棒鋼

洗浄液

棒鋼

アルミダイキャスト

高分子凝集剤  
苛性ソーダ・硫酸

(製造工程)

プレス

冷鍛

洗浄

切削

研磨

めっき  
(社外)

組付

排水処理

(発生産業廃棄物)

鉄くず

真鍮・銅くず

鋳物系廃油

熱硬化性プラスチック

鋳物系廃油

水溶性廃液

炭化水素系廃溶剤

汚泥(ホント剥離液)

廃アルカリ(ホント剥離更新廃液)

汚泥(ホント剥離カス)

鉄くず

鋳物系廃油

アルミくず

熱硬化性プラスチック

無機性汚泥

水溶性切削油(廃液)

無機性汚泥

脱水

(処理処分)

業者(再生・売却)

業者(再生・売却)

業者(再生)

業者(焼却)

業者(再生)

業者(油水分離)

業者(再生)

業者(脱水)

業者(中和)

業者(中和酸化還元凝集沈殿)

業者(再生・売却)

業者(再生)

業者(再生・売却)

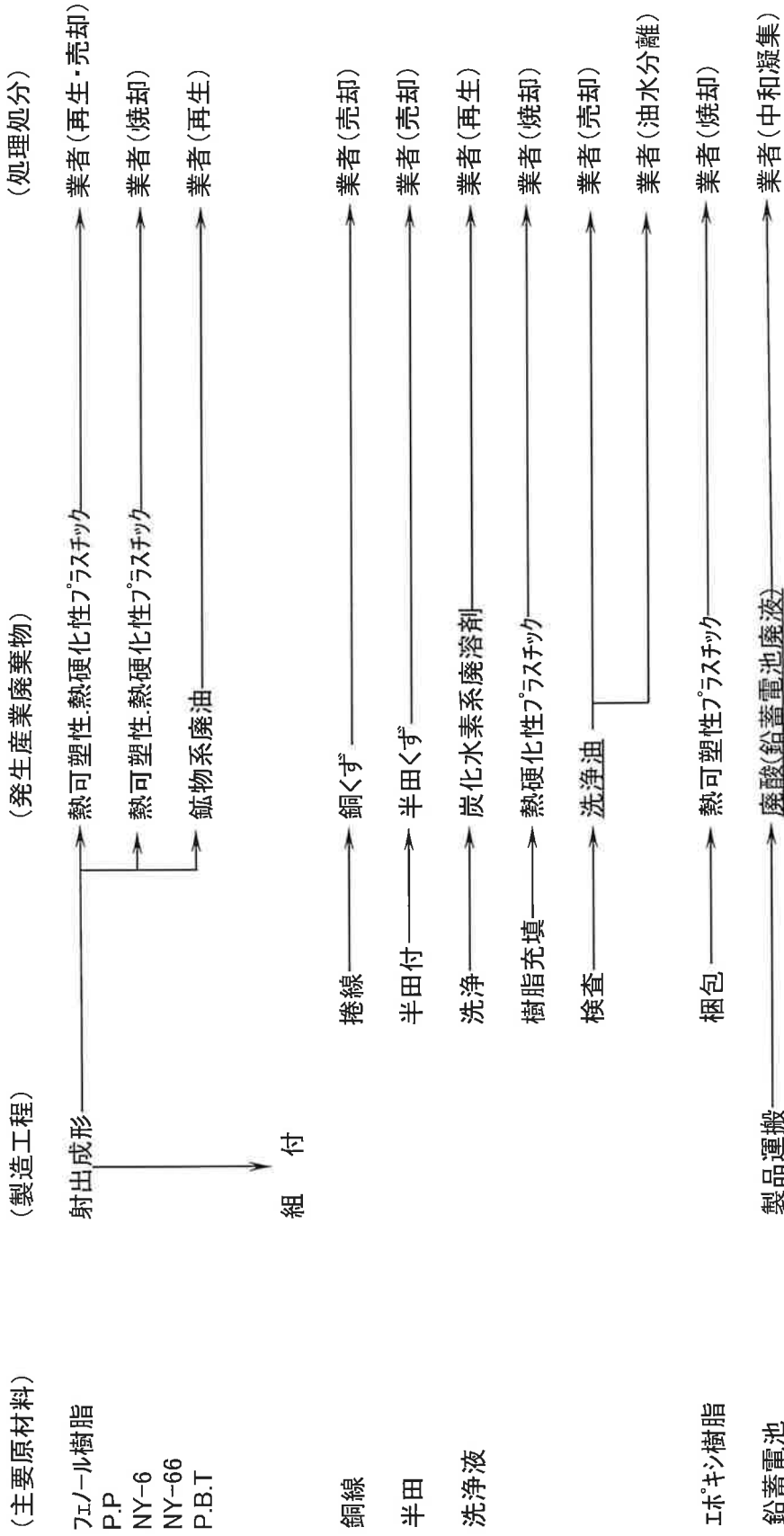
業者(焼却)

業者(天日乾燥)

業者(油水分離)

業者(天日乾燥)

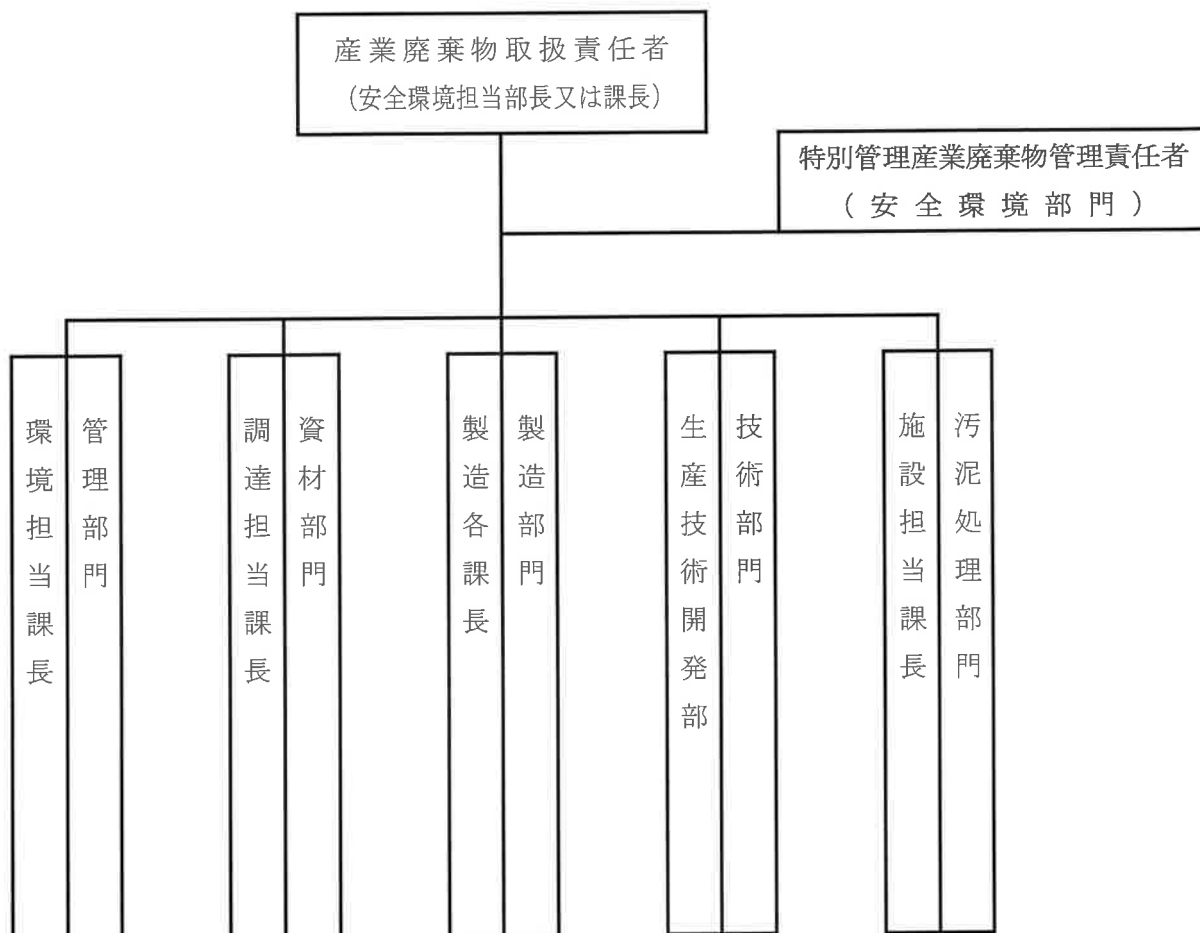
製造工程と産業廃棄物の発生のフローシート(2/2)





## 特別管理産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

## (1) 責任者及び管理組織図



## (2) 各部門の業務

## ①管理部門の業務

- ・発生から処分に至る総括的な把握。
- ・処理業者の選定、委託契約の締結および処理委託業務の発注
- ・廃棄物収集業者搬出時の作業指示、監督ならびに（特別管理）産業廃棄物管理票、処理証明書等の管理、保管。
- ・処理業者の指導、定期査察。
- ・行政庁に対する報告、届出。
- ・法令及び管理規定に関する社内研修。
- ・廃棄物処理についての下請業者への指導。
- ・ゼロエミの推進。

## ②製造部門の業務

- ・発生する廃棄物の種類、性状及び量の把握。
- ・廃棄物発生工程での原材料の使用量の把握。
- ・廃棄物保管施設管理及び搬入量の把握。

- ・ 廃棄物処理に関する問題点の処理依頼。
- ・ ゼロエミの推進。

### ③ 調達部門の業務

- ・ 廃棄物の適正処理費用の算出、認定。

### ④ 汚泥処理部門の業務

- ・ 汚泥脱水量、残さ量、脱水汚泥の性状の把握。
- ・ 施設の運転管理及び記録簿の作成。
- ・ 汚泥脱水処理施設からの搬出量の把握。
- ・ 脱水汚泥保管施設の管理。
- ・ 脱水汚泥の業者搬出時の指示及び監督。

### ⑤ 技術部門の業務

- ・ 廃棄物の処理方法適正化に関する調査研究。
- ・ 処理費用軽減のための検討。
- ・ 廃棄物減量化、再生利用に関する調査研究。
- ・ 廃棄物処理技術に関する情報の収集。
- ・ ゼロエミに関する調査研究。

## 1. 令和3年度廃棄物処理実績(特管)

		腐食性 廃アルカリ	特定有害 汚泥	腐食性廃酸	特定有害廃酸	引火性廃油
①	産業廃棄物発生量	124.23 t	0.53 t	5.46 t	0.38 t	1.55 t
②	自から再生利用を行なった廃棄物量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
③	自ら熱回収を行なった廃棄物量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
④	自ら埋め立て処分を行なった廃棄物量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
⑤	廃棄物の処理委託量	124.23 t	0.53 t	5.46 t	0.38 t	1.55 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	124.23 t	0.53 t	5.46 t	0.38 t	1.55 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を 行なう業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
合 計		132.15 t				

## 2. 令和4年度廃棄物処理目標(特管)

		腐食性 廃アルカリ	特定有害 汚泥	腐食性廃酸	特定有害廃酸	引火性廃油
①	産業廃棄物発生量	120 t	0.4 t	0 t	0.35 t	1.40 t
②	自から再生利用を行なう廃棄物量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
③	自ら熱回収を行なう廃棄物量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
④	自ら埋め立て処分を行なう廃棄物量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
⑤	廃棄物の処理委託量	120 t	0.4 t	0 t	0.35 t	1.40 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	120 t	0.4 t	0 t	0.35 t	1.40 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を 行なう業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
合 計		122.15 t				

## ＜特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項＞

廃棄物名	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
腐食性廃アルカリ	設備更新時使用薬品変更及び清掃、更新インターバル見直し	左記の継続
特定有害汚泥	設備更新時及び前工程の使用薬品見直し	左記の継続
腐食性廃酸	設備使用廃止検討	左記の継続
特定有害廃酸	設備更新時の使用薬品見直し	左記の継続
引火性廃油	更新インターバルの見直し及び有価物への売却	左記の継続

## ＜特別管理産業廃棄物の分類に関する事項＞

廃棄物名	分別している特管産廃物の種類及び分類に関する取組	今後分別する予定の特管産廃物の種類及び分類に関する取組
腐食性廃アルカリ	工程毎に発生した廃液はそれぞれ別容器に保管	左記の継続
特定有害汚泥	工程毎に発生した廃液はそれぞれ別容器に保管	左記の継続
腐食性廃酸	工程毎に発生した廃液はそれぞれ別容器に保管	左記の継続
特定有害汚泥	工程毎に発生した廃液はそれぞれ別容器に保管	左記の継続
引火性廃油	工程毎に発生した廃液はそれぞれ別容器に保管	左記の継続

## ＜自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項＞

廃棄物名	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
腐食性廃アルカリ	—	—
特定有害汚泥	—	—
腐食性廃酸	—	—
特定有害廃酸	—	—
引火性廃油	—	—

## ＜自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項＞

廃棄物名	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
腐食性廃アルカリ	—	—
特定有害汚泥	—	—
腐食性廃酸	—	—
特定有害廃酸	—	—
引火性廃油	—	—

## ＜自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項＞

廃棄物名	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
腐食性廃アルカリ	—	—
特定有害汚泥	—	—
腐食性廃酸	—	—
特定有害廃酸	—	—
引火性廃油	—	—

## ＜特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項＞

廃棄物名	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
腐食性廃アルカリ	中間処理後に路盤材として再資源化する処理業者に委託	左記の継続
特定有害汚泥	中間処理後に路盤材として再資源化する処理業者に委託	左記の継続
腐食性廃酸	中間処理後にエマルジョン燃料化として処理販売する業者に委託	左記の継続
特定有害廃酸	中間処理後にエマルジョン燃料化として処理販売する業者に委託	左記の継続
引火性廃油	中間処理後に路盤材として処理販売する処理業者に委託	左記の継続